

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）
各人事委員会事務局長

） 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長
（公印省略）

地方公共団体における就職氷河期世代支援に係る中途採用の方針について

就職氷河期世代支援については、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）等において、令和4年度までの3年間に加えて、令和5年度から2年間の『第二ステージ』においても、引き続き公務員での採用を推進していくこととされ、今年度が『第二ステージ』の最終年度となっています。

今般、就職氷河期世代の国家公務員中途採用の方針について申合せが行われ、就職氷河期世代に特化した「国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）」は今年度で実施を終了し、引き続き、既存の経験者採用等の中で就職氷河期世代の採用に積極的に取り組むこととされました。（別添資料参照）

地方公共団体においては、各団体の着実な取組により、多くの就職氷河期世代を地方公務員として採用いただいておりますが、上記の国家公務員に係る方針を踏まえ、引き続き、既存の中途採用試験等の中で就職氷河期世代の採用に取り組むほか、受験資格の上限年齢の引き上げなどの応募機会の拡大、採用情報等の一層の周知などを含め、積極的な取組をお願いいたします。

総務省ホームページにおいて地方公共団体における就職氷河期世代支援のための採用試験情報を公開する取組については、当分の間、継続することとしています。このため、令和7年度以降も、就職氷河期世代支援を目的とすることを明示した職員採用試験を実施する団体におかれては、積極的な情報提供をお願いいたします。

例年実施している「地方公共団体における就職氷河期世代の採用実績等に関する調査」については、令和6年度実績分の調査は例年どおり今年度末の実施を予定しています。令和7年度以降分の調査については「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」に組み込んで実施することを検討しておりますので、御承知おきください。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対してもこれらを周知していただくほか、各市区町村においてもより積極的な取組が行われるよう、助言をお願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本件について情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 59 条（技術的助言）及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

連絡先	総務省自治行政局公務員部公務員課 公務員第四係
電 話	03-5253-5544（直通）

就職氷河期世代の国家公務員中途採用の方針について

令和 6 年 9 月 25 日
人事管理運営協議会幹事会申合せ

就職氷河期世代の国家公務員中途採用については、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）等に基づき、令和 4 年度までの 3 年間に加えて、令和 5 年度からの 2 年間の就職氷河期世代支援の「第二ステージ」において、政府を挙げて集中的に取り組んできた。

今後の各府省における既存の経験者採用等の方針については下記のとおりとし、申合せを行う。

記

既存の経験者採用等の取組において、令和 2 年度から令和 5 年度までの間に、35 歳～49 歳の者について、3,907 名が採用されている。各府省は、引き続き既存の経験者採用等の取組において、過去の採用実績を参考としつつ、就職氷河期世代(※)の採用に積極的に取り組むこととする。

(※)一般的には、1993 年から 2004 年頃に就職活動を行った世代を指すが、就職時の年齢は個人々の状況により様々であることを踏まえ、上下の世代も含めより幅広い採用を推奨する。